

加賀藩の与力と与力町

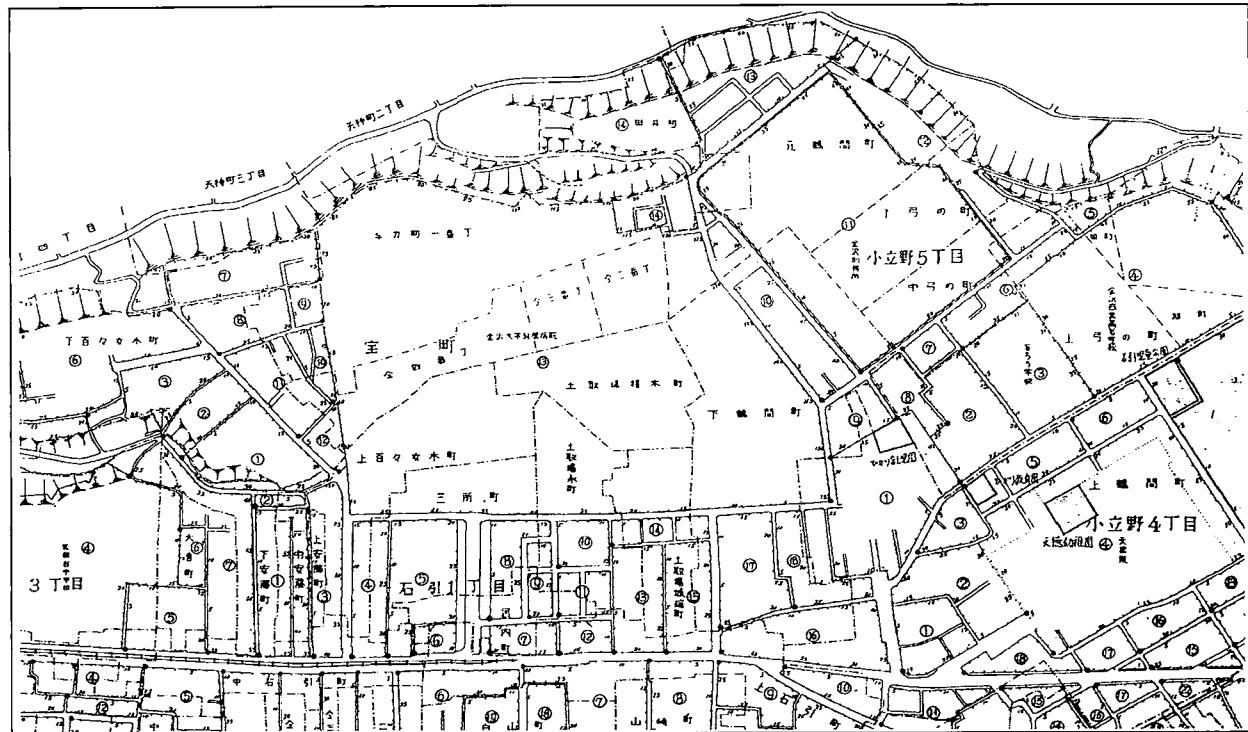
横山方子

(石川郷土史学会々員)

1. はじめに

現在、金沢大学医学部及び附属病院・薬学部・がん研究所やそれぞれの附属施設がある金沢大学宝町キャンパスは、近世には加賀藩の小立野与力町および、前田家ゆかりの寺院である経王寺・如来寺の一部・献珠寺(明治になって移転し、跡地に百々女木小学校)・人持組 永原左京の下屋敷などがあった所である。明治三十四年、上石引町・河内町・下鶴間町・三所町・土取場樟木町・土取場城端町・土取場永町・与力町一番丁から四番丁・上百々女木町の一帯に金沢病院が建てられることになり、明治三十八年完成する。その後医学専門学校を建設するため、明治四十二年から四十四年にかけて隣接する経王寺などの土地が購入され、明治四十五年に完成したことが『金沢大学五十年史』に記されている。さらに『金澤市街温故叢誌』にも、「医学専門学校小立野土取場ニアリ、金澤病院ニ隣ス。与力町ノ一部、及ヒ経王寺地境ノ全部を含有ス。明治四十三年(1910)ヨリ三ヶ年ヲ経テ、新築落成ス。元ハ大手町乃木会堂ノ建物ニアリ、又第四高等学校内ノ一部ニ設ケラレシナリ。來ル大正十二年(1923)大学ニ昇格ト、決定ス。」と記されており、金沢大学宝町キャンパスの歴史を知ることができる。

ここでは加賀藩の与力や与力町が、どのように文献に記されているのかを探ってみたい。



第1図 昭和38年の住居図(山口健次氏 所蔵)

2. 与力と与力町

まず与力町には、どのような人々が何処に住みどんな仕事をしていたのか、年代により変わるのが、参考資料によって内容に若干の相違が有り、複雑な与力の種類や性質に就いて、正しく知るのは至難の業である。

ただ、居住する人々の名前入りの地図が数種類現存しているので、そのうちの一種類をあとに載せたいと思う。

与力や、与力町については『加能郷土辞彙』と『金沢古蹟志』に詳しいので、原文のまま記載することにより、研究者の考察を俟つものである。

まず、『加能郷土辞彙』には次のようにある。

与力

(一) 与力の変遷－与力とは戦国に於いて新参の士を大身譜代の備頭に組合はせてその支配に従はしめるものをいうた。天正十三年二月村井長頼が越中蓮沼焼働の際、前田利長の与へたる感状に「其方与力吉川平七・江見藤十郎」とあり、十七年中西新八が召出され、射手与力として石野讃岐に付けられた如きは是である。後世与力は御近以下の土分の階級となり、寄親附・諸組附・御加領本組・本組・明組・遠所附に分かれた。

(二) 寄親附－初は武功等により属せしめられた配下の人数を与力ということは前述の通りである。故にその備頭たる寄親死して子息の幼少なるか又は任に堪へざる時は他家へ付けられ、従うて代々寄親の定まつこともなく、与力知といふこともなかつたが、後に自分知の内を以て与力を禄せんことを願ひ、又は藩侯から命ぜられ、又は御加増知を与へられた内で与力知を定められるに至つた。この寄親の与力知を以て知行を受けるものは寄親附与力である。併し寄親の与力知は全部与力に支給せられることなく、その半額以上を明地として藩に上り 地とした。寄親附与力は、自分仕又は内仕と称して寄親の家に使役するものもあったが、その多数は藩の事務を執り、諸役所の留書または城中の勤番に当つた。但し戦時に於いては寄親の指揮に属し、平時でも年頭の際寄親に鳥目を上り、吉凶に際して寄親の為に周旋する等のこととはあつた。寄親附与力の知行は下免(加州知三ツ五歩 能越知四分)であり、寄親は上免(加州知三ツ六歩 能越知四ツ一歩)で受けれるから、その差額は寄親の所得となり、与力の知行所附は寄親が随意に自己の知行所の中から定めた。

(三) 諸組附－大組附・御持方附・定番附・御留守居附の四種があつた。その初寄親附から加へられ、或は明組から命ぜられ、或は新規に召出されるものもあつた。

(四) 御加領本組－天和二年十一月九日御馬廻頭に親翰を以て、御家中小身の諸士で兄弟の多い者は、遺知の内四五十石を配分したならば、五六十石を引足して与力に召出されるであらうとのことであり、同年十二月廿四日大島浅右衛門・多田六之丞・多田権七・青木又太郎・河内沖右衛門が遺知五十石の配分を受け、五十石引足都合百石に召抱へられたを起源とする。加領与力は本組の一種に属した。

(五) 本組－貞享四年三月十九日御細工奉行明組与力俣野六兵衛が、御加増五十石を下され、役儀御免の上本組与力を命ぜられたを初とする。その後は総与力勤功に依つて命ぜられ、又は年寄女中の養子となって召出されるものが之に任せられた。

(六) 明組－古く無附組と称したといふ。然れば正保元年俣野六兵衛(前条に見える六兵衛祖父)が無組附与力となつたを初とする。元禄中に至つては明組が顯然として見える。与力にして寄親の死し、又は自身二代となつて、未だ何れも附屬せざるときは明組となる。或は組附・遠所附にして過失により或は組附であった者が病気により明組となるもあり、その後年寄女中五十年の勤功満たずして養子の与力に召出されるものをこれに属せしめられた。元禄九年十一月廿九日小松助右衛門の召出された時から明組与力並といふものが初つた。

(七) 遠所附－境附・魚津附・今石動附・別宮附の四品がある。境附は慶安二年東方権左衛門・斎田甚七二人が引越を命ぜられたに起り、万治二年川口与右衛門が命ぜられてから三人となつた。魚津附は元禄十年四月永原治兵衛政張が初めて在任を命ぜられ、与力五人を預けられ、十一年から十四年までに石黒伊左衛門・高畠儀兵衛・金岩治左衛門・荒尾又大夫・前波太治郎が命ぜられたに起る。今石動附は寛永十四年柏木三郎左衛門・松島四郎左衛門・下田次郎左衛門、承応元年深町弥左衛門、万治二年鏑木十左衛門が命ぜられたに起り、後世でも五人であった。別宮附は、寛永十七年前田刑部和勝を別宮関所奉行とし、西沢伝兵衛・後藤勘

左衛門・沖津三大夫が与力として召出されたに初り、後世も亦三人であった。

(八)自分仕一往古は人持の士にも自分仕与力があつたといふ。後寛永二十年前田対馬守孝貞、承応二年三月奥村伊予栄清、明暦二年八月村井藤十郎親永、寛文十一年十一月六日に長長松(後大隅守尚連)に各数人を使ふことを許され、以来この四家に限つて存する。

また『金沢古蹟志』には、与力士の家禄高等のことについて、左のような五代藩主綱紀の親翰がある。

覚

一、家中の侍中の子弟或伯叔父或従兄弟或姪(中国では甥のことを姪とも言つた。この場合は甥のことであろう)或孫、此等を与力に出度之旨願候者は、向後何度手前迄頭々より相違可^レ置候。しかば毎歳可^レ及^レ聽事。

一、与力知行高之内三の一は、いづれに而も寄親存寄之者書付^レ之、何も手前迄可^レ及^レ相談^レ候。尤件之断有^レ之節は、得^レ内意^レ、其上を以可^レ申渡^レ事。

一、与力一人之知行高、向後は大概百石たるべし。然共与力知高多者は、或は百五十石或二百石或二百五拾石或三百石、応^レ其高^レ少々可^レ雜^レ之。但三百石を与力知之限とすべき事。

附、有^レ子細^レ奉行人、又は由緒有^レ之、知行減少難^レ仕者は、格別之事。

一、与力之儀寄親心得を以不^レ可^レ加増^レ候。其故有^レ之時分は必得^レ内意^レ、可^レ及^レ其沙汰^レ事。

附、加増遣候者は、知行高になずむべからざる事。

一、自分に召仕候与力の儀は、前々より申付置外、漫に不^レ可^レ加之候。向後も人により可^レ申付^レ候。尤於^レ此儀^レは人数并知行高之定無^レ之事。

一、自分に召仕候与力相果候而、其替召置候儀は、最前申付之候子細によるべく候條、面々自分に召仕候与力之様子相考、來夏帰城以後可^レ達^レ聽事。

一、高之内三の二之事は、侍中之一類、右に記ごとく与力願者共之内、人指を以て可^レ申付^レ候事。

一、定置明知之儀は、与力知千石以上十分一たるべき事。

一、自分に聞立召置候知行高三の一、並明知十分一の積り、委細別紙を以申渡候事。

以上

巳三月廿六日

自分に聞立召抱候与力知高之事、別紙覺書之ごとく、預置与力知高之三の一也。但其積五十石・百石迄は不当^レ之、百五十石より可^レ立^レ之候。其法如^レ左。

与力知高 三百石之内百石

同 三百五十石之内百石

同 四百石之内百石

同 四百五十石之内百五十石

同 五百石之内百五十石

同 五百五十石之内百五十石

同 六百石之内二百石

同 七百石之内二百石

同 八百石之内二百五十石

同 九百石之内三百石

同 千石之内三百石

一、明知は与力知高千石以上可^レ有^レ之、尤応^レ其高^レ十分一也。但四百石迄は不^レ懸^レ之。其法又如^レ左。

与力知高 千石之内百石

同 千百石之内百石

同 千二百石之内百石
同 千三百石之内百石
同 千四百石之内百石
同 千五百石之内百五十石
同 千六百石之内百五十石
同 千七百石之内百五十石
同 千八百石之内百五十石
同 千九百石之内百五十石
同 二千石之内二百石
同 二千五百石之内二百五十石
同 三千石之内三百石

右自分に聞立召置候与力知之高、並明知之積如、此たるべし。只今明知仕置候面々、右之積相違候者は、連々を以如件可明置候。尤有子細而明知不申付輩は各別候條、追而其趣可達候。以上

巳三月廿六日

与力知について文久初期の侍帳を例にして年寄についてのみ見れば、前田土佐守直信 一万千石内千石与力知・奥村河内守栄通 一万七千石内千五百石与力知・本多播磨守政均 五万石・長大隅守連恭 三万三千石内千石自分仕与力知・横山三左衛門隆平 三万石内四千石与力知・前田彈番孝敬 一万八千石内三千石自分仕与力知・村井又兵衛長在 一万九千五百六十九石二斗七升内千石与力知・奥村内膳直温 一万二千石内一千石与力知 となっている。又、年寄に次ぐ人持組の士たちは、与力知をもらっている者と、もらっていない者とに分かれる。

与力の本来あるべき姿は寄親附ということであり、前記のように大多数は普段、藩の事務的な仕事を主にしつつ、いざという時は寄親に附属するものであった。

毎年正月には挨拶のため、寄親に鳥目を進上するのが習わしである。

今、享保元年から宝暦四年の加賀藩を中心としたできごとや、私生活を綴った『大野木克寛日記』(大野木克寛・人持組・千六百五十石)を数人で読み継いでいるが、その中に執筆与力桜井与三兵衛が、たびたび登場する。

書記役の彼は藩の年寄前田土佐守直躬を寄親とする与力であり、年の始めには土佐守にお礼として鳥目を献じていることが、ひとつの例である。

また『金沢古蹟志』には与力町について、次のように記される。

与力町

此の地は、そのかみ田井村の地内にて畠地なりしを、寛文年中与力士の第地と成りたり。其の頃与力士の第地を、此の地と犀川石坂との両地に定められ、両地共に町名を与力町と呼べり。寛文七年三月廿日の達書に、与力共今年より三ヶ年之内に、小立野井に泉野へ可引越。と見、菅家見聞集には、寛文七年三月廿日、惣与力今年より三ヶ年之内に、不残小立野に被定置 与力屋敷之所、勝手次第為引越可申旨、重て被仰渡とあり。國事昌披問答に、小立野与力町は、寛文七年三月被命、今年より明々年に至り、与力士一統此所引移様に相定り、大縄にて渡りたる由。とあり。大縄とは人別にて無之、一統の第地を取纏め、幾千歩と打込み渡すをいへり。寛文七年四月普請会所より算用場への書面に。

今度惣与力小立野引越申に付而、替地之處、経王寺松原を切、天神之上右同断。来る廿日過可罷出候條、其以前早速なたね百姓手前より荅取申候様可仰渡候。漸時分に相見申候。作毛之上相渡申候はゞ、百姓損に可罷成候間、為御案内申入候。以上

四月十六日

御普請会所

御算用場

改作所旧記に載せたる寛文六年十月田井村肝煎書付に、四千七百二拾四歩、寛文五年之春田井村高之内御用屋敷に相渡歩数。と見_レ、同八年四月普請会所の書面に、五百五拾歩山崎領分、右小立野惣与力屋敷為御用十村並肝煎相見を以請取。とあり。又郡方留記に、田井村高之内四千七百二拾四歩、寛文六年御用地引渡。と見_レ、また小立野与力屋敷寛文五年より段々相渡に付、同年より天神道之上より馬坂迄之がけ原、除地に被_レ仰付、田井村高之内一石四斗九升七合寛文五年より引渡に相成。除地と与力屋敷之境目、松・さんかちの木被_レ為_レ植垣被_レ仰付、とあり。又改作所旧記に寛文九年小立野与力町之後通り除地、巾三間に二百九拾間余、松數三百九拾本三月廿五日より植始、又四月頃四百本程植付被_レ仰付。とあり。右後通りの除地といふは、与力町の尻地、天神町の方なるがけ縁なるべし。此の時植ゑ付けたる遺木なりけん、大なる松木こゝかしこに残りて今もありといへり。按するに、与力士の第地は、万治二年十一月居屋敷定書に、与力侍並に足輕御弓之者_レ被_レ下屋敷、寄親・組頭_レ打渡云々。千百五拾歩与力千石之当り。とあり。此の定書に據れば、寄親の与力知高に応じ地所を請取り、寄親より与力の人々へ割り与ふる定めなりけん。然るに寛文二年十二月の定書に、三千石以下与力有_レ之人々は、自分知之高を以居屋敷可_レ被_レ渡、其与力屋敷別所に而可_レ被_レ下。とあり。又同五年三月奥村因幡等の連名の指図書に、惣与力屋敷之儀、向後人々_レ被_レ下候條、御昵近屋敷御定歩数拾歩劣に与力屋敷可_レ被_レ渡。とありて、其の以前は寄親へ打渡し、寄親より与力士へ引渡すべき定めなりしを、寛文五年より諸士と同じく、其の人々_レ直に屋敷地を賜はる事と成る。故に惣与力士の第地を、小立野与力町の地と犀川石坂与力町の地と両所に定められ、寛文五年の春より居屋敷地を取りまうけ、同年より九年まで三年の間に惣与力士残らず移住せり。

この与力町も、草原からいきなり与力たちの住居となった訳ではなく、それ以前には土取場であったことが同じく『金沢古蹟志』中の「土取場由来」に見ることができる。私が子供の頃、小立野の人たちは「ツチトリバ」ではなく、「ツツトリバ」と呼んでいた。

慶長一五年、金沢城惣構の外塹を掘った時、土が不足したので小立野の土を足したのだが、土を採った場所が土取場という名として残った。また犀川々除町の堤防を、初代本多安房守の時に築いたが、その後破損した折りにも小立野から土が運ばれたらしい。この辺りで瓦が焼かれたことも『改作所旧記』や『郡方留記』にあり、貞享四年三月田井村二郎吉の断書に次のように記されるという。

上野村領相対下し家、最前町方へ相渡申時分、家づき不_レ申処に、其後此所之前に瓦土取場之跡あき地有_レ之處、町方より地子家出来仕、其上右相対下し之左右与力衆屋敷に相渡り、与力町に罷成に付、町之内に相成。

与力町の後は崖地になっていて、椿原神社を有する天神町に通じる道が三坂あり、男坂・女坂などの総称を当時は天神坂と言っていた。現在も、かすかに残る旧い道筋がある。

この辺りには地下に水脈が走っており、かつては豊かな水に恵まれていた。

近代になり大きな工事が行われてからは水量も激減したというが、坂の上方から清水が流れ出している。工事の最大の難点は次から次へと涌き出す水の処理であったことを工事関係者が話された。

この清水は藩政期、阿弥陀清水あるいはけかち清水と呼ばれて、人々に賞味されていた。

天神町の宮口文泰さんの家の庭は、涌き出る阿弥陀清水と傾斜地を利用して美しい景色がかもし出されている。五十年余り前には、阿弥陀清水を引き入れた池で鮎や岩魚を飼い、天神楼という川魚料理店を経営しておられたという。更に宮口さんは隣接地でも、阿弥陀清水を利用して天神湯という浴場を営み、お客様は湯につかったあと料理を食べ楽しんだ。また、現在の天神坂下り口左側の小立野一帯、ちょうど阿弥陀清水の涌き出す少し上あたりは湿地となっており自生の芹がおびただしく生えていた。少し離れた崖の側面(薬学部の後下あたり)には径約1メートルの洞穴があり、天神楼があつた頃は冷蔵庫の

代わりとして食物の保存に使用されていた。入り口から覗くと、浅いが澄んだ水が湛えられている。洞穴は入り口近くで与力町の下層に吸い込まれるように右にカーブして奥がどうなっているのかがわからない。その場所は崖の中腹であるが一定の巾を持った平地が続き、その一部にかつて崖地から流れ出す水を集めて、小さな水路を作り、石の橋を架けて誰かが楽しんだであろう痕跡がある。その平地は少し続いたあと崖崩れの防災のためか突然断ち切られコンクリート壁になってしまっている。宮口さんの隣接地では、やはり阿弥陀清水を利用した人が、三、四十年前風呂屋を営んでいた。阿弥陀清水は与力町の住人や、天神町の人々に、恵みをもたらしていたに相違ない。

ほとんどが、金沢大学宝町キャンパスに取り込まれてしまった与力町だが、現在、薬学部後あたりの十四世帯が、町名は宝町となったものの(昭和三十八年の全国的な町名変更による)町会名に、与力町の名を残す。

近年まで町を通る道が、薬学部の後の方に通じていたと、住民の山口さんに聞いた。その道は、おそらく藩政時代にも使われていたのではないかと思われる。

寺尾太郎兵衛が元治元年に作成した与力町の地図には「与力地百八軒 内九十二軒与力居住 八軒他組居住 八軒明地」と書き込まれている。所帯数に比例するそれぞれの家族の数、かなり多くの人々が、この地に暮らしていたことであろう。どんな横顔を持つ人物が居たのか、藩政末期から明治にかけての何人かを取りあげてみたい。

3. 与力町に住んだ人々

○中村養昌(やすあき／よしあき)家

中村家の先祖である武全は、柴田勝家に仕えていたが柴田家滅亡の時、主従共に城にたて籠もり、勝家夫妻の生害を見届けた上で城に火をかけ、天正十一年四月二十四日殉死した。

武全の子の代に前田家に仕え、嫡子九八郎が筑紫巖石の陣で討死したため弟弥五左衛門が跡を継ぎ利長・利常に仕える。

次の三左衛門の代に分家し、利長・利常に仕え、四代正吉は父同様に御小将組となった。

五代の時に分家して知左衛門家の初代となったのが政勝であった。政勝の代から養昌に至るまで与力としての仕事を勤めてゆく同家であるが養昌自筆の家系図が仕事や家庭など当時の与力像を浮かび上がらせる。

政勝一中村庄兵衛・中村先次郎右衛門二男 万治二^々亥年従綱紀公堀与左衛門与力被召出御知行百石拝領、後寄親与左衛門儀御暇被下付、青山将監御指与力被仰付、将監死去以後貞享四^々卯年明組与力被仰付、品々御用相勤、元禄十二^々卯九月十七日病死、齢七十、法名円通院隆意日正居士、金沢卯辰日蓮宗本光寺葬、妻富山御家中加藤次郎兵衛娘、元禄十一^々寅九月二十五日病死、法名本法院妙意日盛大姉、加藤次郎兵衛万治元^々戌年病死子孫不知

某一中村知左衛門・童名丹四郎後平助・中村庄兵衛嫡子 宝永三^々戌十二月六日庄兵衛為代明組与力被召出御知行百石被下之、同四^々亥四月江戸御式台御帳附御用相勤同五^々子為交代罷帰可申処、松姫君様御入輿御待請方御道具調上御用被仰付、右御用相仕廻同六^々丑年御帰国御跡小払御用相勤罷帰、同年九月ヨリ江戸火消方御道具裁許定役被仰付、元文三年マテ右定役三十ヶ年相勤、元文二^々巳秋御帰国御供仕罷帰病氣、某上及老年難相勤同三年二月役義御断申上候処、願之通御免除、其外地他国御用品々相勤同年四月二十二日病死、齢法名真諦院同居日念居士、妻由緒無之宝暦八^々寅十一月二十七日病死、法名千如院妙住日境大姉、本光寺葬直之一中村喜大夫・実前田主殿助家臣田中判大夫悴 享保十九^々寅九月知左エ門未女聟養子成、元文四^々未十二月十六日知左エ門為代、吉治公御代明組与力被召出御知行百石拝領、御番相勤寛保元^々酉七月会所銀貸附

并取立御用被仰渡、同二_六戌年寺社奉行支配方取次御用延享四年迄六ヶ年相勤候内、江戸御式台御帳附御用両度相勤、寛延元_七辰正月江戸火消道具裁許定役被仰付、同年四月罷帰、為御雇寺社奉行支配方取次御用相勤、同年八月江戸表_八罷越、右定役相勤、宝曆元_九未年江戸小払所定役転役被仰付、於御国当分御用品々御番等相勤同十一_十巳八月九日病死、齡五十三、法名芳寿院照山日応居士、妻知左衛門娘元文_{十一}申七月二十三日病死、法名現瑞院妙法日心大姉、男女二子生、後妻中村弥左衛門妹、寛保元_{十二}酉年奉願再縁申合、同三年十一月三日病死_{十三}、法名觀解院妙要日玄大姉、其後年久_{十四}召仕候妾有之寛政五_{十五}丑正月十一日病死_{十六}、法名壽照院妙量卯辰本光寺_{十七}葬_{十八}。

養昌一中村知左衛門・童名七十郎後弥次郎・武平、寛政三_{十九}亥八月十九日知左衛門卜改名貞廉改ル、実嫡家中村八郎兵衛弟卜中村喜大夫末期養子_{二十}成、重基公御代明和五_{二十一}子三月十一日喜大夫為代明組与力_{二十二}被召出御知行百石被下之、同月二十七日会所御土藏前一番組_{二十三}御番入被仰渡、其後地他国品々御用相勤。委曲別帳_{二十四}記_{二十五}、并由緒帳一類帳_{二十六}も記_{二十七}、妻本橋仙右衛門妹、安永七_{二十八}戌九月二日奉願同年十二月二十三日嫁取_{二十九}、一男ヲ生天明五_{三十}巳六月二十四日病死、法名本龍院妙律日芳大姉、後妻湯原平四郎養妹天明八_{三十一}申十一月十五日不押立再縁奉願、同年十二月十七日引請_{三十二}、実母由緒無之津田玄蕃家臣増田伊兵衛卜言者ノ妹也、宝曆六_{三十三}子三月四日病死、齡四十八、法名惠淨院妙量日壽大姉、承證寺_{三十四}葬_{三十五}。

養昌の子敬忠は前田家十二代斉広に仕える。その子豫卿は文政六年生まれで、明治二年に漢学助教となり前田家公子の御読書御用となつたが、明治四年に廃藩置県となり、七尾に移つた彼は漢学塾を開く。子の民作は嘉永六年に生まれ、明治九年石川県師範学校を卒業し初等教育に従事した。嫡子禎雄もまた教師となり、中村家は続くのである。

この知左衛門系の家では女性にもしっかりした人物がいる。初代政勝のきょうだいで、始め高崎小市郎に嫁ぎ一子三郎左衛門を生んだ。だが三郎左衛門は早世する。天和二年、彼女にお広式女中にならないかとの話があり、勤めることになった。折りしも五代藩主綱紀の娘直姫(栄君・利子)が、二條吉忠に嫁ぐこととなり、彼女も京都にお供することになる。それについて系図には次のように書かれている。

女子(政勝きょうだい)一御広式年寄女中・中村先中村次郎右衛門娘、高崎小市郎_嫁、一男子_二生三郎左衛門_三云、早世_四付天和二_五戌年御広式年寄女中_六被召出、政所様御上京御介副_七御供被仰付、及極老金沢_八罷帰、享保十二_九未三月二日病死、法名長寿院_十云。

彼女は子を失っているから、ここで家は絶えても不思議ではないのだが、独身である年寄女中の跡を襲ぐものとしての養子をもらう。この人は中村弥五左衛門と称するが、もともと沢村三郎右衛門の三男であった。彼は本組与力に召出される。それについては下記のとおりであり、勿論長寿院の続きとして系図に書かれている。

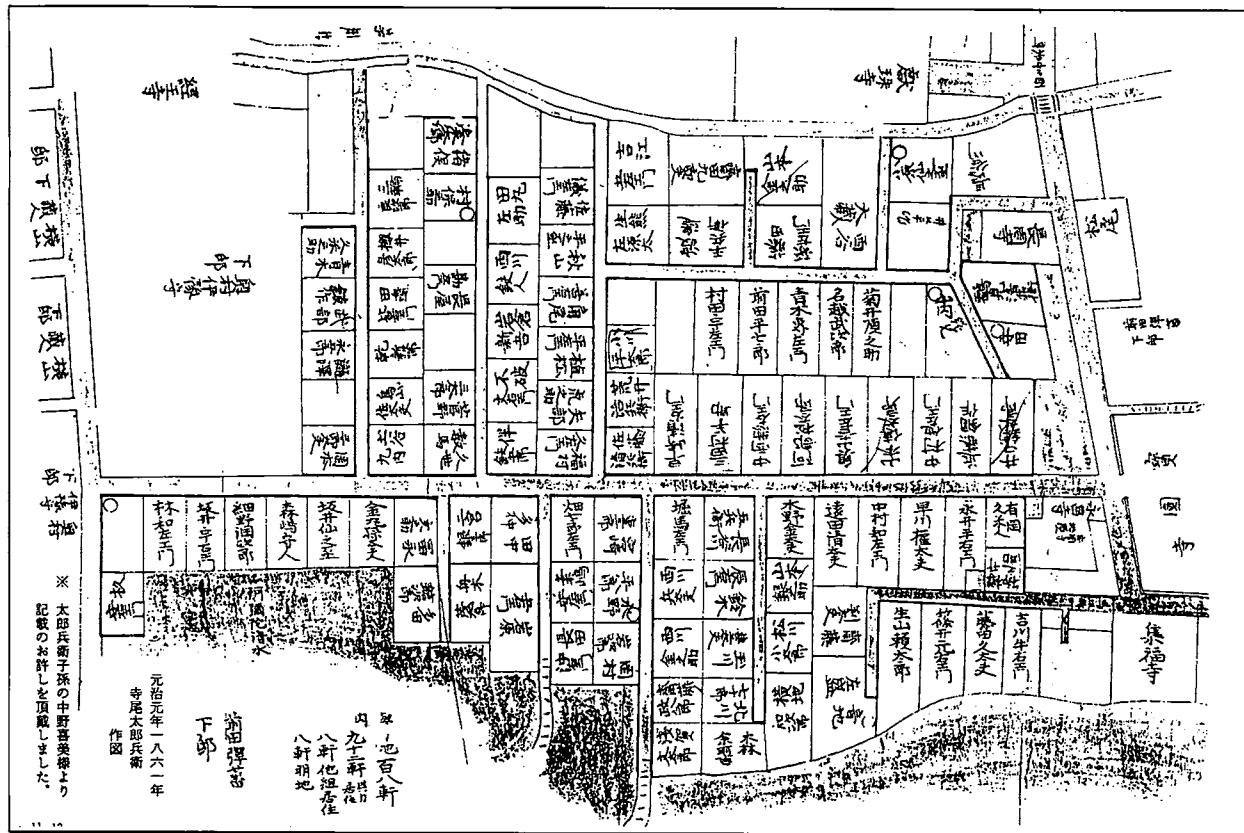
某一中村弥五左衛門、初八郎左衛門_一言、実沢村三郎右衛門三男、享保五_二子十一月十三日中村依願養子被仰付、新知百五十石拝領、本組与力_三被召出品々御用等相勤、明和元_四申十一月九日病死、

ここで元治元年の与力町地図(寺尾太郎兵衛作図)一枚と、知左衛(養昌)の次の代弥次郎敬忠が画いたであろう中村家の間取り図及び塀など外廻りを描いたもの二枚を入れたい。そのうちの一枚に「天保二年四月廿九日指出ス控 中村弥次郎」とあり、当時が偲ばれるのは幸いである。

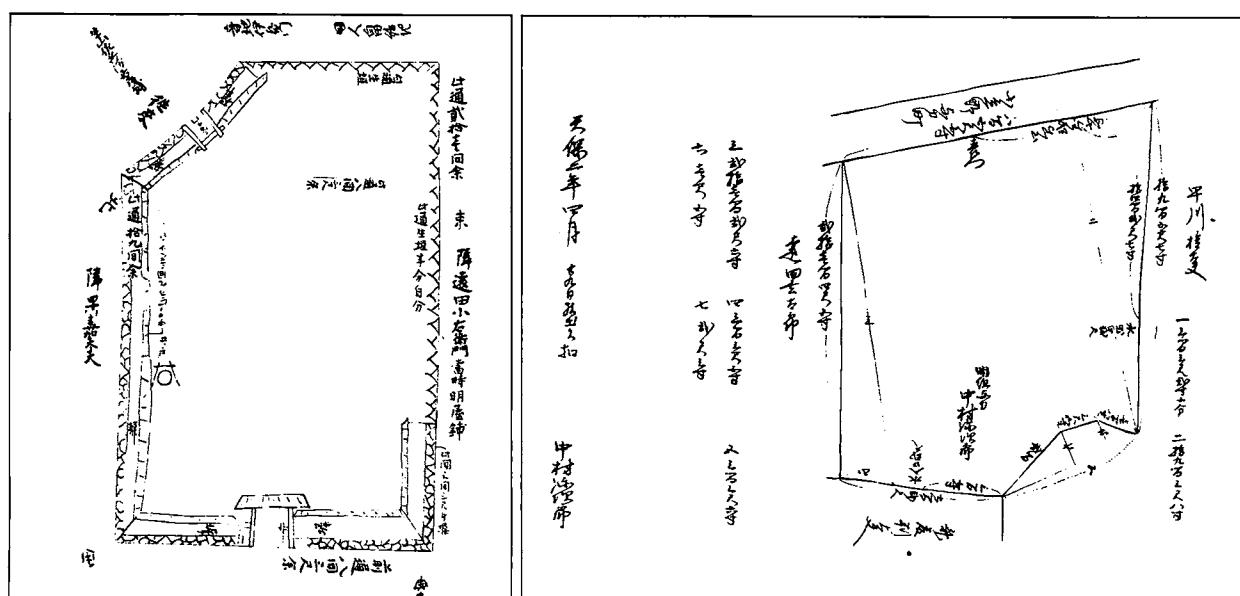
次に、太郎兵衛作図の地図中、知左衛家とは同一道筋の斜め左向いに住んでいた早崎清右衛門家について少しばかり触れたい。

○早崎清右衛門(信介)家

早崎家を知ることになったきっかけは、私の祖母の実家中野家の由緒帳の中に、清右衛門の名が有つたからである。中野家は加賀藩の算用者であり、藩の学校明倫堂の算学師範でもあった。私の曾祖父中野嘉作は安政五年生まれであるが、家の流れをくみ東京大学で学び、卒業後は宮城県で中学校の教諭になったあと、仙台の第二高等中学校医学部で教鞭をとり、明治二十五年には金沢に帰って第四高等学校、のちの第四高等学校教授となり、明治四十三年に五十三歳で没した時には教頭であった。

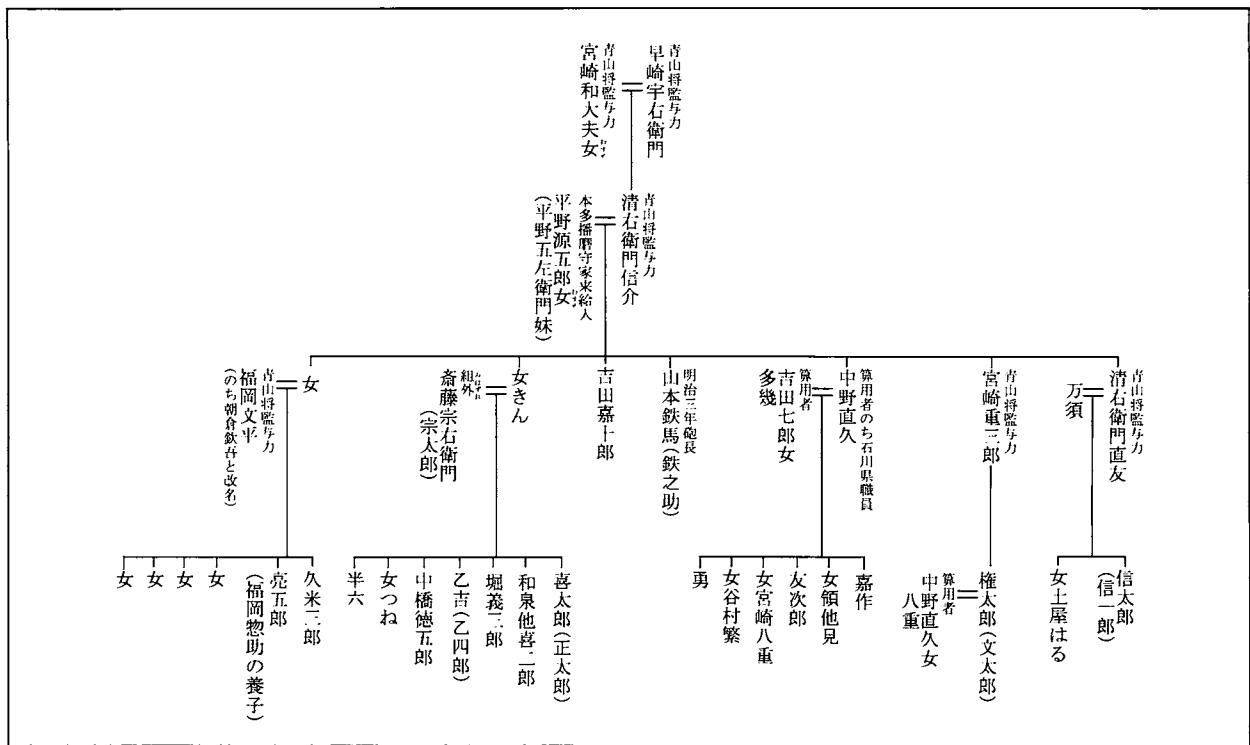


第2図 元治元年（1864）寺尾太郎兵衛作図



第3図 中村家図面

実のところ嘉作は一、二歳で両親を亡くしており、本来なら学校へ行くどころでなかったのである。しかし、この幼い子を育てるために親類が相談し合い、血筋の近い算用者吉田七郎の娘多幾を嘉作の母親として入籍させ、そこに早崎清右衛門信介の三男祐五郎直久が聟に入り、嘉作の父となった。明治維新的激動の中を生きながら直久は義理の息子の教育に心を注いだのである。直久自身も五人の子に恵まれ、うち二人は男子だった。下の子勇は病弱だったが、上の息子友次郎の教育にも熱心であり、友次郎は明治十八年から二十五年までの間、アメリカ留学を果たす。その間、金沢市広坂のカトリック教会の信者となつた直久は洗礼を受ける。のち妻多幾も洗礼を受けた。しかしながら友次郎は帰国途中の船でチフスに罹り、帰沢後他界。夢を紡ぐことはできなかつた。直久、多幾の苦しみ、悲しみを量る術はないが夫妻が野田山のカトリック教会旧墓地に眠つてゐることを思うと、クリスチヤンになつたことが、救いになつてゐたのではないかと推測されるのである。



第4図 早崎家系図(万延元年と明治三年中野直久記の先祖由緒并一類附帳より)

直久の父早崎清右衛門信介は、青山将監の与力であったが長男清右衛門直友が跡を襲ぎ、二男重三郎は、地図で見ると早崎家の斜め向いの宮崎家に養子に入っている。四男鉄馬は山本家に、五男嘉十郎も吉田家の養子となる。三男直久も前述のごとく中野家に入っていた。長男以外の男子は皆他家の養子となり、その家を守つてゆくことになった。娘は二人おり、長女は組外斎藤宗右衛門の妻となつたきんである。夫妻は七人の子に恵まれたが、五男徳五郎(直久の甥)は明治十七年中橋家の養子となる。東京帝国大学を卒業後、判事試補・特許局審査官・農商務省参事官・法制局参事官・参議院書記官・大臣官房財務課長・逓信省監査局長・鉄道局長、その後、官を辞して大阪商船社長・日本窒素・南満州鉄道・宇治川電気の重役を兼務し、明治四十五年衆議院議員となり当選六回。文部大臣・商工大臣・内務大臣を務め、大正八年には金沢市に小学校奨学資金を寄附、中橋賞が制定された。昭和九年没する。

信介の二女は青山将監の与力福岡文平(のちに朝倉欽吾と改名)の元に嫁する。

直久が書いた『先祖由緒并一類附帳』を見ると、いとこの中に本多刑部与力三田村半助や前田監物与力小川平太郎らの名があり、地図を見ても直久の実家早崎家と彼らの家は、ごく近い。

与力たちは同じような役職を果たし、同じ階級どうしとして近くに住み、婚姻関係や養子縁組などで

絆を強くしていったであろうことが考えられるのである。

早崎家だけを見ても、そののだから与力町の住人たちは幾つかのグループに自然に分かれて親類となり、町全体を形成していたのである。系図は中野家の『先祖由緒并一類附帳』を基にして作ったが、それぞれの家の由緒帳をつなぎ合わせれば、一層鮮明に婚姻関係が判明することであろう。

○井口義平と菅野輔吉

封建の世が覆されつつあった明治元年十月、行政官の命により藩の職制が改められることとなった。

加賀藩では本多政均・前田直信・奥村栄通・村井長在が執政にあたることになったが、その中で最も進歩的だったのが本多政均である。ために、保守的な考え方を持つ人々は政均の考えを受け入れることができなかった。

とりわけ藩士山辺沖右衛門の子沖太郎と、いとこで与力の井口義平は政均の非を唱え、彼を除こうとして、友人の菅野輔吉・土屋茂助・岡野外亀四郎・弟悌五郎・多賀賢三郎・松原乙七郎・岡山茂に相談した。この中で外亀四郎は沖太郎の挙動が過激であることを心配し、藩外に遊学し、世の中を広く知るべきだと忠告して自らも東京に出る。しかしながら弟の悌五郎とは連絡を取り合い、内心は沖太郎の意に添うものであった。

明治二年六月、前田慶寧(前田家十四代)は版籍を奉還して藩知事に任せられることになり、大参事を施政に当たらせようとしたため、政均が大参事になった時の世の激変を想定した沖太郎は「政均許すまじ」の考えを深くするのであった。

政均については『石川縣史 第弐編』に次のように記されている。

初め政均は、幕府の末造國論沸騰して人心洶々たる時より深く済世治民を念とし、多く論客を集めて時事を議せしめ、以て己に裨益する所あらんとせり。是を以て藩の識者にして政均の門に出入するもの多く、為に往々人の耳目を惹き、或は政均が党を援き陰謀を策せんとするなりとして罵詈讒謗を逞くするものありしも、政均は毫も之を意に介することあらざりき。

更に「政均は時務に活眼があったが、世はその人と為りを誤解する者が多い」としている。

ここにおいて、いよいよ沖太郎はかねての企てを遂行することとし、沖太郎・義平・輔吉・茂のうち二人が暗殺に当り、他の同志は従来の秕政を藩知事に建言することになった。

籠の結果、沖太郎と義平がそれを引く。

同年八月七日彼ら二人は政均の登城を待ちぶせし、政均に一礼をした上、脇指で切りつけた。驚いた政均は声を励まして「何為るものぞ」と、叫んだという。傷は深く政均は絶命。

沖太郎と義平はその場で藩吏の到着を静かに待ち、直ちに捕らえられ揚屋に入れられ獄に就いた。連累の者たちも翌日捕らえられたが、うち土屋茂助はその家で自刃し、縛につくことを免れる。

この一件が本当に彼らだけの考で成されたのか、煽動した者が、なかったのかということについては慶寧側室の兄久徳伝兵衛や執政のひとりと旧家老青山将監の内諾があったとされる。

判決は明治四年二月十四日によく出た。沖太郎と義平は刑獄寮にて自裁を命ぜられ、菅野輔吉は三年間の自宅禁錮、多賀賢三郎・岡山茂・岡野悌五郎は七十日の閉門と決まる。岡野外亀四郎と松原乙七郎は無罪、事件に関りあったとされる石黒圭三郎は東京に逃れて桂昌直と改名したが、翌月自首して九十日間の閉門を命ぜられた。

さて、与力町に住んでいた菅野輔吉は実は安田敬次郎の子であり、伯父菅野三太郎の跡を襲ぎ、それまでの無学を恥じて藩校に入って学問をしているうちに沖太郎や義平と交わるようになっていったものである。

事件以後、本多家の家臣たちは加害者を引き渡すよう藩に求めていたが許可されないままに沖太郎と義平は自刃。意氣沮喪した多くの本多家臣たちの中で十五名はあきらめず、主の仇を討とうと画策していた。同年十一月二十三日彼らは同時に事を挙げることを決定し、まず数名が岡野悌五郎を討ち、中の一名が与力町に走って菅野輔吉襲撃の別隊にこれを知らせた。輔吉は手槍を執って戦ったが多勢に無勢である。やがて彼は朱に染まって斃れた。

両隊の者たちは直ちに県庁に赴いて自首し捕らえられたが、他の家臣二名もまた近江長浜駅で、多賀賢三郎の駕籠を挟撃し、自首した。

やがて石黒圭三郎も討たれ、目的を達した本多家臣は、これもまた自首する。

十五名のうち十二名は自裁を命ぜられ一名は禁錮十年、二名は禁錮三年の刑を受けることになった。

十二名は主君本多政均の菩提寺である大乗寺において主の傍に義士として手厚く葬られた。

これが明治期における最後の仇討であり、以後は太政官によって復讐は厳禁となったのである。

4. おわりに

与力町の地図を見ると、宝円寺の方から見て崖に一番近い小路の最初の家が吉川牛右衛門宅になっている。時代の推移は家の所有者をも変えた。知行百三十石の与力であった牛右衛門の家には十三代藩主斉泰が所望したと伝えられる樹齢四百六十年の五葉松があった。しかしあまりにも大きくて兼六園に運びたいと思う斉泰の気持ちは叶わず「大切にせよ」と五人扶持を賜ったという松である。庭は手入れがゆき届き、崖際であるために眺望にも優れている。牛右衛門の家は明治以後庭ごと新しい持ち主のものとなり、戦後になって吉田茂・池田勇人・佐藤栄作・田中角栄などの首相が訪れたという。今、その家は与力の家と庭の面影を高い塀の中に留めたまま、北陸大学の管理のもとにおかれている。明治の末、与力町や土取場一帯が病院と医学専門学校になることが決まったとき、吉川牛右衛門が住んでいた通りと、先に書いた薬学部後方は、その中に収まることを免れ、今にかすかな名残を伝えているのである。

参考資料(50音順)

金沢市 昭和38年『昭和38年度住居表示整備 新旧対照案内図』

金沢大学医学部創立百年記念会 昭和47年『金沢大学医学部百年誌』

金沢大学埋蔵文化財調査センター2000『金沢大学文化財学研究2』

金沢文化協会『加賀藩組分侍帳(文久初頃)』

角川書店 平成10年『石川県姓氏歴史人物大辞典』

小立野婦人学級 昭和61年『いし曳 1号』

園崎善一 平成13年『小立野校下の歴史』

大地恕軒編 平成12・14年『大野木克寛日記(大野木克寛)鈔毫・鈔式』

中野喜美氏所蔵 元治元年『元治元年与力町絵図(寺尾太郎兵衛作図)』

中野武 平成13年『中野家系譜并先祖由緒帳』

中村欽雄 平成9年『加賀藩士中村養昌 一代記』

中村夏榮氏所蔵 天保2年『中村家間取り図・敷地図・門牌図』

日置謙 昭和14年『石川縣史 第式編』石川県

日置謙 昭和58年『加能郷土辞彙』北国新聞社

森田平次 昭和9年『金沢古蹟志』金沢文化協会

八木田武男編 平成11年『金沢市街 温知叢誌(氏家栄太郎)』